

株式会社ワールドプラン

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

<計画期間>

令和４年４月１日～令和９年３月３１日までの５年間

<目標>

妊娠中及び出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置と育児・介護休業法制度の周知を行う

<対策>

●令和４年４月１日～ 社内に相談窓口を設置する。

●令和４年１０月１日～

法改正に速やかに対応をして、育児休業、産前産後休業など次世代育成に関する諸制度の周知を行う。

＊次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画は、以下に記載しています

<https://www.world-plan.co.jp/profile/>

株式会社ワールドプラン
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の管理職を増やし、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

<計画期間>令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

<課題>男性に比べて、女性の管理職数が少なく、勤続年数が短い

<目標1> 管理職に占める女性労働者の割合を20%にする

<対策>

- 令和4年4月1日～ 管理職養成のための研修カリキュラム及び評価基準や運用等の確認及び見直し
- 令和5年4月1日～ 管理職手前の女性社員を対象としたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施

<目標2>男女とも平均勤続年数を9年以上とする

<対策>

- 令和4年4月1日～ 継続雇用率向上のための課題抽出と対策検討
- 令和5年4月1日～ 策定した施策の実施

<女性の活躍に関する情報公表>

令和5年1月現在

- ・管理職に占める女性労働者の割合 13.3%
- ・平均勤続年数 男性8.39年 女性6.11年
- ・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	84.6	%
正社員	82.5	%
パート・有期社員	86.2	%
対象期間:令和4年事業年度(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)		
賃金:基本給、超過労働に対する報酬を含み、交通費、退職金を除く。		

*女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び情報は、以下に記載しています

<https://www.world-plan.co.jp/profile/>